

【2020 年第 12 号】

深圳市前海協力区最新政策

羌 婧婧 QIANG JINGJING, IVY

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2823-6091

E IVY_J_QIANG@HK.MUFG.JP

2020 年 9 月 18 日

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2020 年 8 月 26 日開催の深圳市第 6 回人民代表大会常務委員会第 44 回会議において、「深圳国際仲裁院条例」(深圳市人大常委公表第 207 号、以下「第 207 号条例」)、「深圳経済特区前海深港現代サービス業協力区条例」(深圳市人大常委公表第 209 号、以下「第 209 号条例」)及び「深圳経済特区前海蛇口自由貿易試験片区条例」(深圳市人大常委公表第 210 号、以下「第 210 号」)の 3 条例が発表され、2020 年 10 月 1 日から発効となる。本稿では「第 209 号条例」及び「第 210 号条例」を中心に、企業にとって関心が高いと思われる項目をピックアップし、その内容について簡単に紹介したい。

1. 背景

前海地区は、香港から約 30 分の深圳市西部海岸に位置し、開発計画は、土地総面積 15km²、延床総面積 2,600 ~ 3,000 万 m²に及ぶ。深圳経済特区 30 周年にあたる 2010 年 8 月 26 日、国務院は一国二制度の枠組みのもと、香港との緊密な協力関係を一層深化させ、現代サービス業の促進により産業レベルアップを目指す等を掲げた「深圳前海深港現代サービス業協力区総合開発計画」(發展改革委[2010]2415 号)を発表し、前海深港現代サービス業協力区(以下、前海協力区)が正式に設立された。

その後 2011 年 7 月 6 日には、深圳・香港経済一体化推進への取り組みとして、「深圳経済特区前海深港現代サービス業協力区条例」に関する細則条例(以下、前海区協力条例)」(第 5 回深圳市人民代表大会常務委員会公表第 35 号)を発表し、金融サービス、現代物流、情報サービス及び科学技術サービス等を重点産業とする、国際的なサービス貿易の重要基地建設が発展目標として掲げられた。

また、前海協力区の「深圳前海蛇口地区(以下、前海自貿区)」は、「広州南沙新区」や「珠海横琴新区」とともに 2015 年 4 月 20 日に広東省自由貿易試験区¹として指定され、金融の対外開放窓口及び国際的ハブ港としての役割が明確化された。

¹ 「中国(広東)自由貿易試験区総体方案」(国発[2015]18 号通達)に基づく。また、広東自由貿易試験区の発展を推進するため、2016 年に「中国(広東)自由貿易試験区条例」(広東省第 12 回人民代表大会常務委員会公表第 60 号)が発表された。

2. 主な内容

今年には深圳経済特区成立 40 周年及び前海協力区成立 10 周年にあたる。「第 209 号条例」は前海協力区条例を改定したもので、前海管理局に更なる自主権が与えられ、前海協力区の発展戦略がより明確に示された。具体的には、産業発展の多元化、投資開放及び人材誘致面等の促進が強調され、法治面では、経済特区自らの立法権を活用し、経済発展に適切な法律法規体系を構築していくことが改めて容認された。今後、前海協力区のより法制的、かつ、国際的なビジネス環境整備が期待できる。

「深圳経済特区前海深港現代サービス業協力区条例」の概要(抜粋)	
産業多元化 発展促進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ GBA²イノベーション特別協力区を建設し、香港・マカオとの科学研究者、設備、データ、資金、技術の流通及び共有を実現 ▪ 香港・マカオ学校及び科学研究機関による分支機構またはイノベーションプラットフォームの設立を推奨 ▪ クロスボーダー人民元業務イノベーション試験区を構築し、GBA 地域でのクロスボーダー貸付、プーリング、株式投資、債券発行、資産移転及び金融インフラ建設等の業務展開を推進 ▪ 保税ファイナンスリース、保税商品展示取引等の新型業種の発展を推進し、インターネット技術と新型貿易との融合を促進 ▪ オフショア貿易及びクロスボーダー・サービス貿易発展を推進し、商品及びサービス貿易における外貨収支・決済の利便性を図り、貿易融資及び保険業務等のサービス体系を完備させる ▪ 技術移転及び起業投資プラットフォームの構築を推進し、技術評価、財産権取引、知的財産保護等の科学技術サービス機関の設立を奨励 ▪ デジタル経済、スマート製造、生命健康、新材料等戦略的新興産業の発展を推進
投資開放 促進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ CEPA³に基づき、香港企業が現代サービス業に参入する際の資格制限及び参入条件の緩和または撤廃 ▪ 税金徴収及び管理規制を最適化し、現代サービス業発展に適合した税務環境を整備 ▪ 金融、物流、情報・科学技術サービスなど現代サービス業発展及び人材誘致のための優遇税制導入を推進 ▪ 域外専門サービス業人材承認体制を構築し、金融、会計、法律、デザイン、特許代理など域外専門資格を持つ専門人材が登録後、区内でのサービス提供を認める ▪ 香港・マカオ関連機関と深圳電子署名認証機構による前海協力区内での協力機関設立を認め、クロスボーダー電子署名の相互承認サービスを提供可能とする⁴
人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> ▪ グローバル・ハイエンド人材を誘致し、前海協力区内でのイノベーション事業展開を推進するための補助金及び奨励金を提供 ▪ 外国人材のビザ、居留、永住申請の利便化措置を導入 ▪ 前海協力区内での社会信用システム建設の強化を目指し、香港信用サービス機構の区内設立を誘致し、香港・深圳の間の信用商品相互承認を推進
法治環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 前海協力区内に登録した香港・マカオ・台湾及び外商投資企業は、民間企業間の契約に適用する法律を選択可能にする ▪ 深圳で国際商事審判専門組織を設立し、訴訟、仲裁、調停等の紛争解決規制の整備を推進 ▪ 前海協力区内の弁護士事務所に登録した香港・マカオ弁護士による域外民間企業関連案件の代理を認可する措置を研究

² GBA(グレーターベイエリア)とは、広東省珠江デルタ地域所在の 9 つの都市(深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

³ 「中国本土と香港の経済・貿易関係緊密化協定」を指す。

⁴ 香港・マカオ・中国本土の電子署名に関する法律体系が異なるため、各地のコンプライアンス及び合法性を満たすために、相互承認のフレームワークが必要。

「第 210 号条例」では、2016 年発表の「中国(広東)自由貿易試験区条例」の内容を踏まえ、改革開放への注力をより一層強化し、前海自貿区による開放型経済の新体制構築を加速させる目的が伺える。

「深圳経済特区前海蛇口自由貿易試験片区条例」の概要(抜粋)	
投資・経営 自由化促進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家より管理される領域を除き、投資参入の全面開放制度を研究 ▪ 金融、物流、情報サービス、科学技術サービス、医療衛生等の領域に対する外商投資参入条件(資質要求、株式比率、経営範囲など)を緩和または撤廃する措置を順次導入 ▪ 国内外投資者による多形態本部の設立、またはグローバル企業・組織による本部の設立を推奨 <p><u>香港・マカオ企業に対する規制緩和</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 香港・マカオ企業による自貿区への投資参入制限の撤廃を検討し、クロスボーダーサービス貿易のネガティブリスト管理を推進し、香港・マカオとのサービス貿易の全面的自由化を促進 ▪ 自貿区で登録し条件を満たす香港・マカオ商事主体に対し、経営活動の従事を認める ▪ 香港・マカオにて認可された医薬品及び医療器械は、自貿区内で指定された医療機関での使用を認める
貿易 自由化促進	<p><u>税関通関監督モデル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 開放的、可視的、効率的かつ利便性が高い貨物輸出入管理モデルの実施を研究 ▪ 税関監督のデジタル化を推進し、IoT、AI等の技術駆使し通関効率の向上・手続きの簡素化を図る ▪ 蛇口自貿区内の輸入貨物及びサービス基準はリスト管理方式を採用し、リスト内の商品とサービスに対して国際通行基準を認可 ▪ クロスボーダー貨物・サービス貿易及び新型国際貿易における外貨収支と決算の利便性を促進 <p><u>税務優遇・保稅関連</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 出発港税還付、海外観光客出国免税、展示会での域外商品の輸入・販売の免税政策の推進 ▪ 域外株式投資及びオフショア貿易発展に適合した税収政策を研究 ▪ 研究開発、ファイナンスリース、展示取引、検査メンテ等の新業種の保稅措置を推進 ▪ 域外科学研究機構による前海総合保稅区でのクロスボーダー設備保稅政策の利用を推進 <p><u>国際海運サービスセンターの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 船籍「中国前海」登録制度を実施し、蛇口自貿区で設立の企業に対し、その保有船舶の国際船舶登記を認める(登記可能企業に対する外資株式比率制限なし) ▪ 深圳で登録済みの国際船舶に対し、外国人による高級船員職務の就任を認め、すべての外国人船員は就業証申請不要とする ▪ 「中国前海」船籍として登録された国内製造船に対し、輸出管理を行う ▪ 液化天然ガスの海上保稅燃料供給倉庫の設置を認め、その価格計算や決済は人民元での使用を推奨
金融開放	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 人民元及び外貨の一体化した銀行口座体系に基づき、多用途自由貿易口座体系の構築を研究し、クロスボーダー貿易、投資融資決済の利便化を図る ▪ 大規模なクロスボーダー取引、投資価格評定及び決算に対し、人民元建ての使用を推奨 ▪ 人民元クロスボーダー使用範囲及び規模を拡大し、オフショア人民元資金の還流ルートを開拓 ▪ 香港でのオフショア人民元センターの建設を支援し、人民元及び外貨の一体化したプーリングの資金使用に対してネガティブリスト管理を行う ▪ マクロプルーデンス管理モデルに基づき、銀行業金融機構による香港・マカオ向けの対外貸付(通貨問わず)を推進 ▪ GBA 債券プラットフォームの設立を推奨し、域内外投資者が参加可能な国際的債券市場を構築 ▪ 自貿区での資本流出入及び自由転換の推進を研究 ▪ 適格金融機構が域外から募集した資金、またはクロスボーダーサービス提供から得た収益は、自貿区内及び域外の投資活動に利用可能 ▪ 香港・マカオとの銀行、証券、保険等領域の金融商品におけるクロスボーダー取引を推進し、商品の相互承認、資金流通、市場相互接続体制の確立を研究 ▪ 条件を満たした国際金融本部や資金管理センターなどの重大金融プロジェクトの自貿区での展開を推奨 ▪ 国際ファクタリング業務の展開を研究 ▪ ファイナンスリース産業の発展を推進

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 深圳グローバル海洋センターの建設に協力し、海洋金融の発展を推進
人材誘致 利便化措置	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不足ハイエンド人材のリスト管理制度を制定 ▪ 外国人材の入出国、居留手続きの簡素化 ▪ 金融、税務、建築、企画、会計、法律、設計、特許代理等の領域の域外専門資格を持つ人材は自貿区内でサービスを提供可能とする
法治環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国際商事審判専門組織を設立し、自貿区と関連のクロスボーダー・オフショア取引など国際商事取引に対して司法管轄権を行使 ▪ 区内の仲裁機構が国際商事仲裁事案の慣例を参考に、自貿区の特徴に適した仲裁規則を最適化 ▪ 国際認可の知的財産の管理及び法律執行体制を構築し、健全な知的財産保護及び紛争解決制度を確立

4. まとめ

前海協力区は設立以来、香港との協働発展を目指し各種政策を取り入れてきた。現在香港からの企業登録社数は約1万2千社に登り、GBA構造発展においても緊密な連携体制をとっている。今回の条例発表で特に注目されているのは、香港・マカオ企業に対する全分野での投資参入制限の撤廃や、グロスボーダー・サービス貿易の更なる規制緩和などの開放措置である。具体的な実施細則は別途発表が待たれるが、香港を拠点にGBAでの事業展開を図る外資企業にとっては朗報となろう。

また、各条例では区内における法治環境の整備も強調されている。たとえば、民間企業間の契約に適用する法律の自由選択や知的財産保護及び紛争解決規制の確立をはじめ、「207号条例」では深圳国際仲裁機構の監督体系が明確化された。国際基準に照準をおく姿勢は、香港と同様に信頼性のあるビジネス法治環境を整えたい当局の意思を表しているといえる。

今回の新政策発表により、前海と香港の協働関係がより一層緊密になると想定される。GBA内の一体化発展が進む中、国際的なビジネス環境の最適化を図るためには、中国本土はより自由な市場及び健全な商業法制度を確立することから、前海は引き続き改革開放措置の先行導入地域として機能し、コネクタである香港との発展シナジー効果が発揮されることに期待したい。

以上

本資料は、参考のみを目的として、MUFG Bank, Ltd. (以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。本資料に含まれる情報は、当行が信頼できると判断した情報源から入手したのになります。当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

Copyright 2020. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.